

一時保育・一時預かり事業利用者負担軽減事業のご案内

所得の低い世帯等を対象に、保護者の子育てに関する心理的・身体的負担を軽減することを目的として、一時保育及び一時預かり事業の費用※¹の一部を補助又は減免します。

私立施設と公立施設では手続き（申請方法）が異なりますのでご注意ください。

対象者及び負担軽減上限額

本事業の対象となるのは、一時保育・一時預かり事業を利用する児童の保護者であって、次の①～③の全てに該当する方です。

- ① 利用する児童が、保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所に在籍していないこと。
- ② 一時保育・一時預かり事業の利用日時時点で、春日井市内に住民票があること。
- ③ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

区分	要 件	負担軽減上限額※ ² 児童一人当たり
区分1	一時保育・一時預かり事業を利用する日において、生活保護を受給している世帯	日額 3,000 円
区分2	保護者及び保護者と同一の世帯に属する方全員が、当該年度分(4月から8月に申請する場合は前年度分)の市町村民税非課税	日額 2,400 円
区分3	保護者及び保護者と同一の世帯に属する方の、当該年度分(4月から8月に申請する場合は前年度分)の市町村民税所得割の額の合算額が77,101円未満	日額 2,100 円
区分4	市長が特に支援が必要と認める世帯のうち、一時保育・一時預かり事業の利用を促した方で、負担軽減を図ることが適当と認められる世帯	日額 1,500 円

対象費用

補助又は減免の対象となるのは、給食代及び弁当代を除く一時保育又は一時預かり事業を利用する際に支払う費用※¹です。

実施期間

当該年度4月1日から3月31日までの利用

※¹ 費用とは、高座保育園及び白山保育園での一時保育に係る手数料、子育て子育て総合支援館での一時預かり事業に係る使用料、JR春日井駅南ロー時保育室及び東部子育てセンターでの一時預かり事業に係る利用料金、私立施設での一時保育に係る利用料のことを言います。

※² 負担軽減前の一時保育又は一時預かり事業利用時の費用が、負担軽減上限額より低い場合は、費用の額が上限となります。

負担軽減方法と手続き

私立保育園・認定こども園	神屋保育園
	さくら保育園
	あさひがおかこども園
	はぐくみ保育園
	神領すまいる保育園
	マ・メール上条保育園
	さくら第2保育園
	第2はぐくみ保育園
	天使みつばち保育園
	ことのは熊野保育園

選択

【償還払い】（利用後の申請手続きです。）

利用時に費用を利用施設に全額支払った後、補助を申請し、市から補助金を受け取る方法です。

必ず期限までに申請してください。

【代理受領】（利用前の申請手続きです。）

事前に申請手続きをすることで、一時保育を実施した保育園・こども園が、申請者に代って補助金を請求・受領する方法です。

利用時は、補助金分を差し引いた費用の支払いになります。

※事前の【代理受領】の手続きができなかった分については、【償還払い】の申請手続きにより補助金を受けることができます。

【償還払い】

一時保育を利用した後で、次の申請期限までに、必要書類を春日井市役所（保育課）へ提出してください。

【申請期限】 当該年度3月31日午後5時15分

【必要書類】

- ① 春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金交付申請書兼請求書
- ② 一時保育施設への支払いを証する書類の写し
（領収書等で、利用施設、利用日、支払金額が確認できるもの）
- ③ 「共通」に記載の各世帯の状況に応じた添付書類

【代理受領】

利用日の7日前までに、必要書類を春日井市役所（保育課）に提出してください。

補助が認められると、「春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金請求書兼代理受領委任状」が送付されますので、利用時に施設へ必ず提示してください。

【必要書類】

- ① 春日井市一時保育利用者負担軽減事業補助金交付申請書
- ② 「共通」に記載の各世帯の状況に応じた添付書類

一時預かり施設・公立保育園	高座保育園
	白山保育園
	子育て子育て総合支援館
	JR春日井駅南口一時保育室
	東部子育てセンター



【減免】（利用の時までの申請手続きです。初めて減免を受ける際は、事前の手続きが必要です。）
利用時は、減額後の費用の支払いになります。
利用後の申請はできません。

【減免】

初めて減免の適用を受ける場合は、必ず利用する日の10日前までに「利用前の必要書類」を利用する施設へ提出してください。

減免要件に該当すると認められましたら、「一時預かり事業減免要件確認書※¹」を利用日当日に施設でお渡し、または、市からご自宅へ郵送します。

以後、減免の適用を受けて利用する場合は「一時預かり事業減免要件確認書※¹」を利用する際に施設へ必ず提示してください。

【（初めて減免を受ける）利用前の必要書類】

- ① 一時預かり事業使用料（利用料金）減免申請書※²
- ② 「共通」に記載の各世帯の状況に応じた添付書類

【利用時の必要書類】

- ① 一時預かり事業減免要件確認書※¹

※1 子育て子育て総合支援館では、「子育て子育て総合支援館（一時預かり事業）使用料減免承認通知書」をお渡しします。

※2 子育て子育て総合支援館では、「子育て子育て総合支援館（一時預かり事業事業）使用料減免申請書」を提出してください。

共 通

各世帯の状況に応じて書類を添付してください。

世帯の状況		添付書類
区分1	生活保護世帯	原則、ありません。（注1）
区分2	市町村民税非課税世帯	原則、ありません。（注1、2）
区分3	市町村民税所得割合算額77,101円未満世帯	
区分4	負担軽減を図ることが適当と認められる世帯	ありません（関係課が連携の上、対象となる世帯を支援します）。

注1 春日井市が有する申請者及びその世帯に関する情報について、必要な範囲において調査及び閲覧することを承諾いただけない場合、各世帯の状況に応じた書類の添付をお願いします。

区分1：生活保護受給証明書の写しの添付

区分2及び区分3：当該年度（4月から8月に申請する場合は前年度）課税証明書の写しの添付

注2 当該年（4月から8月に申請する場合は前年）1月1日に春日井市に住民票がない方は、春日井市に市町村民税の情報がありません。同日に住民票があった市町村で発行される当該年度（4月から8月に申請する場合は前年度）市町村民税課税証明書を添付してください。